

ペルシア帝国税制再考

佐 藤 進

- 〈目 次〉 I 説明の方法について
II 説明の一つの事例
——ダングマエフの場合——
III 帝国税制の構造的説明の試み
IV 帝国税制の構図

I 説明の方法について

何ごとによらず、あることが説明されるには、その説明を可能にする何らかの枠組みが与えられていなければならない。この枠組みは、日常的にはいつも自明のものとして問われることなく、意識されることさえない。より厳密な正確さを求められる学問研究においては、説明の枠組みを吟味することは、それ自身の課題として、本来つねに要請されている筈である。しかし、どこでもそれが厳しく実行されているとは限らない。

古代オリエント史研究の分野について考えてみると、説明の方法に関して、ここでは差し当たり三つの立場が区別される。第一は、もっとも素朴な立場で、説明の枠組みについてまったく無自覚的であり、自己の日常的な知識や判断の基準に従って歴史的事象を説明するものである。第二は、古代人の社会や文化は、現代人のそれとあまりにも異なっており、それを説明するためには、別の枠組みが必要とされるという立場である。すなわち、古代史については、当時の人々の意識の枠組みに従って説明されなければならない。研究者は、自己を捨てて対象に没入し、古代人に成りきることによって、初めて真の説明が可能になるというものである。しかし、そのようなことがどれほど貫徹され得るか疑問であるし、何よりも、その説明を現代の言葉と論理によって果たさなければならない矛盾から逃れることはできない。第三は、科学的な説明の立場である。

実際には、第一や第二の立場は、述べられたほど極端な形でいつも表明されているわけではない。いずれにせよ、具体的な例に拠って、これら三つの立場を比較してみよう。ハンムラピ法典に、アウィールム、ムシュケーヌム、ワルドゥムという三つの社会的身分を示した語が現れてくる。ワルドゥムが奴隷を意味することは、多くの証拠から明らかにされている。そこで、この三者は、しばしば常識的に貴族、平民、奴隷と解されてきた。これは、第一の立場に相当する。ところで、史料に深く立ち入って考察していくと、アウィールムは普通人のことであり、他の身分の人々に対して「自由人」であったこと、ムシュ

ケーンムは平民というより、ある種の「国家的隷属民」であつたらしいことが分かってきた。とりわけ、ムシュケーンムの性格については、まだ議論の余地が残されている。そこで、その名称を現代語に強いて翻訳するよりも、そのままムシュケーンムとして使用するのが適当であるという考え方が有力になる。古代社会をその実態にそくして把えようというこの考え方を突きつめていくと、アウィールムについてもまた、「自由人」と訳することが妥当かどうか疑わしくなり、アウィールムとしか表現し得ないことになる。こうして、各時代各地域について、それぞれ固有の概念が必要とされ、歴史研究はますます特殊化していく。これが、第二の立場と言える。古代社会の説明が、古代人の観念ではなく、現代の科学的な概念に基づいてなされるべきことを強調するディヤコノフは、明らかに第三の立場を代表している。彼は、アウィールムを共同体成員権所有者及びその家族、ムシュケーンムを王室隷属民、ワルドゥムを奴隷と見なしているが、これら三身分は古代人自身の階層区分であり、現代の科学的なそれではないとする。すなわち、社会は生産手段(土地)の所有関係に基づく階級によって説明されなければならない。こうして、彼は古バビロニアの社会経済的階級構成を、古代的上層階級、古代的労働者階級、古代的奴隷タイプ隷属者階級の三つに区分し、アウィールムは第一と第二の階級に分かれ、ムシュケーンムとワルドゥムは第三の階級に属すると結論している⁽¹⁾。

誤解を避けるために付言すれば、第一や第二の立場の研究者が非科学的であり、第三の立場にあるものだけが科学的であるということを、ここで語ろうとしているのではない。歴史研究には、実証と説明の二つの部門があり、前者については科学的な方法が自明のものとされている。歴史研究者は何よりも実証的でなければならず、科学的な手続きによって事実を探究することが彼の規律をなしている。そこで、問題は説明の部門にあると言えよう。

実証的研究者の間には、第三の立場に見られるような理論的説明に対して、不信感を抱くものが少なくない。そのことについては、理論の必要性を認識しない彼らの無知に由来すると必ずしも断定できない面がある。実証的研究者が何よりも事実を重視すること、事実こそもっとも確かなものと考えことは当然であつて、それについては異論のないものとしておく。ここで「しておく」

と、いささか暫定的な言い方をしたのは、古代オリエント史研究はもちろん、一般に歴史学研究において、「事実とは何か」とか、「事実はいかにして確かか」などについて、きびしく問われることがなかったからであり、差し当たりこれらの疑問は括弧に入れて議論を進めることにする。さて、事実がもっとも確かであるとすれば、歴史のもっとも客観的な説明は、事実をもって語らせることであり、それにできるだけ余計なことを付け加えないことである。

しかし、歴史の説明は、年代記のようにただ諸事実の時間的配列によって成り立つようなものではないし、事実と事実との間の関係や全体の構成について十分な考慮が必要であり、説明の枠組みについて科学的な検討がのぞまれる。それにもかかわらず、実証的研究者のなお多くが第三の立場を選ばずに、第二の立場に止まるとすれば、それは、一つには、彼らが実証的研究の手続きについては習熟していても、理論的な概念操作に慣れていないことに依る。しかし、そればかりではなく、多分もっと大きな理由は、第三の立場から試みられた説明が、彼らを十分に納得させるだけの成功をまだ収めていないということに存するであろう。彼らは、第三の立場については、理論を重視して事実をないがしろにする恐れがあると考えがちであり、第二の立場は、前述の批判が想定されるとしても、事実にもっともそくした説明を可能にするとして信頼を捨てない。古バビロニア社会に関するディアコノフの説明に対して、欧米の実証的研究者から疑義が提出され、それについてディアコノフの整然とした回答が与えられている。おそらく、彼らはその回答にもかかわらず、ディアコノフの仮説に相変わらず胡散臭さを感じ続けるであろう。

理論はもともと、雑然とした諸事実を整理して、全体像を分かりやすく説明するための道具立てであり、理論が精密になれば、それだけ諸事実がよりよく説明される、そして、説明も具体的になる筈である。分かりやすくても表面的にしか把え得ていない説明や、その反対に、難しくて抽象的な議論の多い説明とか、理論に都合の好いように事実が利用されている説明は、理論そのものが不十分であるか、あるいは、理論の適用が不十分であるに違いない。ディアコノフが依拠する理論の是非については、ここで取り扱うつもりはない。ただ、古バビロニア社会に関する彼の説明について、実証的研究者が抱いた疑問なり

不満を想像してみると、次のようなものが含まれていたかもしれない。例えば、古代的上層階級とか古代的自由人労働者階級、古代の奴隷タイプ隷属者階級と言った用語の分かりにくさである。あるいは、アウィールム、ムシケエヌム、ワルドゥムという当時の社会に厳存した身分的差別の重さがはかられることなく、史料に検証されない抽象的な階級区分によって説明されていることへの違和感である。

もちろん、第三の立場からなされた試みがまだ十分に説得的でないからと言って、これを否定する理由にならない。むしろ、第三の立場に対する一般的理解の浅さこそが問われなければならない。実証的研究者は、事実の解明に専念することが肝要であるとしても、同時に、諸事実の説明の方法について、説明の枠組みの問題について、もっと深い関心を持たなければならないであろう。

II 説明の一つの事例——ダングマエフの場合——

ペルシア帝国の税制について、最近ではダングマエフの叙述がもっとも包括的であり、その内容は拙稿「ペルシア帝国税制研究について」(以下、「研究」と略記)⁽²⁾に紹介されている。そこでもすでに論及されていたが、もう一度あらためて、彼の説明の方法について検討してみたい。なお、ダングマエフの著書(ルコーニンとの共著)⁽³⁾は1988年に英語に翻訳されており、引用はこの英訳本(以下、『英訳』と略記)に拠ることとする。

ダングマエフの特徴は、先に述べたことを繰り返すと、「諸史料や先行の研究成果に対する広く行きとどいた配慮と、具体的な例を豊富に引用した叙述」(「研究」159)ということである。これは、歴史を理論によって説明するというよりは、事実によって語らせるという態度である。ソビエトの古代オリエント史研究者のなかで、彼は手堅い実証史家という感じを与える。とりわけ、古代世界史展開の新しいマルクス主義理論を構築しようと努めているディヤコノフとは行き方を異にしており、むしろ、欧米の伝統的な実証史学の方法に従っているように思われる。これまでの帝国税制研究のなかで、データの収集において、ダングマエフがもっともすぐれていることは確かである。これらのデータと先行の

研究成果に依拠した彼の説明は、現状において、もっとも詳細にして妥当なものとして評価され得るかもしれない。

さて、事実によって語らせることそれ自体は、もちろん、非難さるべきではなく、むしろ一つのすぐれた方法であり得る。ダングマエフにおける史料や諸家の説の引用は、一定の意図に従ってなされている。すなわち、彼がペルシア帝国税制について語ろうとする内容と相関して呈示されている。問われなければならないのは、内容の構成と論述の仕方である。

彼の税制概観において、まず最初に、帝国初期に徴税は行われていなかったというヘロドトスの証言(III, 89)が批判されている。そして、ダレイオスの税制改革が言及されたあと、ペルシア帝国時代の諸史料に現れる税を意味する語彙が調査される。次いで、ペルシア人の納税の問題、ダレイオス改革後の税の徴収総額、帝国境界地方諸民族の贈り物が取り扱われ、さらに、貨幣税を割り当てられた諸民族もまた、贈り物を王に届けなければならなかったこと、各地に配置された守備隊や通過する軍隊への糧食補給が彼らに義務づけられていたことが指摘される。次いで、ヘロドトスのサトラベシア納税表(III, 90 f.)に、他の史料やペルセポリス朝貢民族行列の図像表現から得られる情報を加えて、20州からの税と贈り物が列挙される。そのあと、バビロニアのムラシュ家文書やその他に基づいて、国税徴収の実態が検証され、また、国税負担の納税者に対する影響が論じられる。そして、最後に夫役の問題が取り扱われる。

この要約からも推察されるように、それなりに説明の順序は組み立てられているが、構成は必ずしも体系的であるとは言えない。例えば、税の語彙に関する論述は、ダレイオスの改革とペルシア人の納税問題との間に位置づけられているが、その前後の脈絡が明らかにされていない。また、時として議論が主題から外れることがあり、通過する軍隊の給養に関連して引例されたにすぎないアラビア人について、地域比定の問題を含むくわしい考証が試みられたりしている(『英訳』182～3)。ダングマエフによるペルシア帝国税制概観は、説明の枠組みに対する慎重な配慮に基づくよりは、明らかに第一や第二の立場に近い叙述の方法を採っていると言えよう。

内容の構成に対する配慮の乏しさは、論述の仕方にも、おのずから反映され

ないわけにはいかない。それは、彼の文章にしばしば認められる論旨の不明確に現れている。

不明確のもとをなしている最大の要因は、彼の「国税」概念の曖昧さである。彼はペルシア帝国における国税の意味についても、その範囲についても、まったく説明を与えていない。従って、それらは文脈から推定されるしかないが、それも容易ではない。彼がダレイオス改革以後の諸民族の負担として挙げているのは、貨幣税、現物税、贈り物、守備隊や通過する軍隊の給養、入港税や市場税その他の間接税、等々である。ダンダマエフがこれらをすべて「国税」と見なして論じているのかどうか、必ずしも明白ではない。なぜなら、贈り物と国税がはっきり区別されている場合(『英訳』177)もあれば、ペルシア王の現物税徴収を伝える偽アリストテレス『経済学』の報告を、大王への贈り物について述べたテオポンポスや、小キュロスが臣民から贈り物を受け取ったことを語るクセノフォン『アナバシス』の記事と同列に引用している(『英訳』180～1)ように、両者をはっきり区別していない場合もあるからである。

貨幣税という用語も、不適切である。ダンダマエフは、ダレイオスの改革によって諸州は「貨幣税を銀で支払う」(『英訳』178)ように定められたと述べているが、ヘロドトスが語っているのは、フォロス(税)を銀か金で納めることである。各州の納税が銀貨によって行われていたかどうかは、史料によって確認することができないから、推論によって判定するしかない。そこで、彼自身の発言に基づいて検証してみると、ダンダマエフの主張は矛盾に充ちていて、成り立たないことが判明する。彼によれば、鉱山を有しない諸州、例えばバビロニアにおいては、農産物や手工業製品を輸出して納税用の銀を得なければならなかった(『英訳』188)。しかし、銀の採掘可能な州が、すべて銀貨を鑄造していたわけではない。なぜなら、アケメネス朝時代に銀貨を鑄造したのは小アジアと地中海沿岸の諸州であり、これらの地域を除いて、貨幣の使用はほとんど普及していなかった(『英訳』197～200)からである。

ダンダマエフの論述がいささか雑然としたものであり、それが説明の方法にかかわることは、すでに例示された通りである。もっとも、彼の整理が明快さを欠くのは、そればかりではなく、ペルシア帝国税制の性格そのものにも起因

していたと考えることができるかもしれない。ダンダマエフは、たびたびヘロドトスの証言を批判している(『英訳』177, 179, 180, 181など)。それは、ヘロドトスの報告内容を他の諸史料によって訂正するという形を取って行われている。帝国税制の実態は、ヘロドトスが伝えるほど単純化されたものではないということが、それによって示唆されるかもしれない。しかし、ペルシア帝国の税制が錯綜しており、多分に曖昧さを残すようなものであったかどうかは、なお検証されなければならない課題であり、そのためには、データがいかに説明されるかの問題に立ち入ることが必要とされるであろう。

III 帝国税制の構造的説明の試み

一般に、これまでの帝国税制概観は、「分類された事実の羅列的な説明をそれほど大きく越えていなかった」(「研究」159)と言えよう。もちろん、説明の順序については、相互の有機的関連が考慮されているが、ダンダマエフにおいて指摘されたように、それほど行きとどいた考慮がなされていたとも思われない。さらに、説明する順序が十分に検討されたとしても、諸事実の整合的な説明が可能になるかどうかは分からない。

説明の対象である帝国税制は、諸事実の総体として、個々の実体の集合として存在していたと言うよりも、さまざまな関係の総体として、構造として存在していたと考えられなければならない。帝国税制の研究にとって、データの収集だけでなく、データを通じて隠された構造を読み取ることが重要になる。帝国税制が構造として把握されるとすれば、その説明もまた、構造からなされなければならない。

歴史的事象を構造的に把握する代表的な方法の一つはマルクス主義理論であり、ダンダマエフもその基礎に立って研究を進めている筈である。ペルシア帝国が搾取者階級と被搾取者階級との関係において存在していたことは、彼にとって自明の前提であろう。たしかに、マルクス主義理論は古代オリエントの国家や社会について構造的な説明の枠組みを提供する。しかし、研究者の少なからぬ部分は、与えられた枠組みの実証作業に従事して、みずからの関係思考

を働かせようとはしていないのであろう。

1988年に発表された拙稿「ペルシア帝国税制に関する一考察」⁽⁴⁾（以下「考察」と略記）は、帝国税制を構造的に把える一つの試みであった。筆者がこのような試みに着手したのは、1987年にダンダマエフとルコーニンの共著『古代イランの文化と経済機構』（ロシア語原本、1980年）を読み、ダンダマエフが呈示する豊富なデータに感心するとともに、彼の説明に失望したこと、彼が取り扱う諸項目のうち、そのころ関心を抱いていた帝国税制の問題について、彼によって与えられたデータに基づいて、別の説明が可能になると考えついたことに因る。ダンダマエフの叙述は、たしかに豊富な事実を提供しているが、それにとともなう多くの疑問について答えていないし、何よりも税制を構造として解明することに無関心である。彼の説明は、データが語るところをほとんど越えていない。

筆者はすでに、ペルシアの法的支配を分析して、二重構造とペルシア人の特別な地位が特徴的であることを指摘した⁽⁵⁾。これらの特徴は、「諸王の王」として帝国支配者であるとともに、「ペルシアにおける王」として共同体首長の性格を保持し続けたペルシア王の二重性と深くかかわるものであり、税制にも指摘され得るであろう。ダレイオスの改革は、ヘロドトスが伝えているように、サトラペイアの諸民族を対象としており、直接的に民族内部にまで及ぶようなものではなかった。帝国税制には、王と諸民族との間の関係における税制と、地方段階のそれとの、少なくとも二つのレベルが区別されなければならないであろう。また、共同体首長としての王に直接関係していたペルシア人の特別な地位を顧慮することによって、彼らが銀納定額税を免除されながら、現物税を納めていた事実が整合的に説明されるであろう（「考察」52）。

税制は、帝国支配の在り方に深くかかわるとともに、帝国財政の在り方によっても規定されるであろう。ペルシアの財政の特徴は宝蔵経済と現地調達主義として把えられ、そこから課税の目的が推論され、それに応じて税の分類とダレイオスの改革の意図が説明される（「考察」57）。

「考察」において試みられたのは、ダンダマエフによって列挙された帝国内諸民族のさまざまな負担、銀納定額税（貨幣税）、現物税、贈り物、守備隊や通過する軍隊の給養を「国税」として、いかに整合的に説明し得るか、と言うことで

あった。そもそも古代の税制は賦役の制であり、夫役もそこに含まれるものであった。従って、税制は「帝国支配と経済の維持に必要な物的および人的資源の経常的動員システム」と定義され得るし、軍役も夫役の一種と見なされ得るであろう(「考察」51～2)。

しかし、「考察」においては、税制の一部が論じられたにすぎない(「研究」165～6)。また、その説明はかなり錯綜しており、論旨も必ずしも明確ではなかった。とりわけ、贈り物の取り扱いにおいて、それが指摘されるであろう。例えば、税制改革以後の贈り物が恩恵的=友好的側面を維持するために続けられたものとすれば、それはもはや国税と見なされ得ないし、宮廷需要に不可欠とされて要請されたものであれば、それは強制的=収奪的側面を表すことになる。いずれにしても、「考察」において素描されたペルシア帝国税制の構図(「考察」57～8)は、今あらためて訂正されなければならない。

IV 帝国税制の構図

ここでは、「考察」の場合と同じように、帝国税制の上部構造、王と諸民族との間の関係における税制が取り扱われるが、「考察」の定義にもかかわらず、物的資源の問題に限られる。また、提示されるのは、歴史的説明ではなく、税制構造をできるだけ図式化した説明である。

帝国税制は、ダレイオス1世の行政改革を境にして大きく変化する。それ以前のキュロス2世およびカンビュセス2世の時代には、まだフォロス(税)の制度がなく、人民はドーロン(贈り物)を王に納めていたというヘロドトスの陳述(III, 89)は、次のような解釈によって是認される。すなわち、他の報告から知られるように、当時すでにフォロスの徴収が行われていたとしても、集められた税は当該地域の贈り物として王に受納されていた、初期の貢納制は贈り物の原理によって運営されていた(「研究」155)、ということである。従って、ダレイオス1世の改革は、贈り物の原理に代わる、査定原理の導入として特徴づけられるであろう。贈り物は、たしかに被征服者に強制されたものであったとしても、その額は、贈る側の判断に委ねられていた。そこで、カンビュセスがリビヤ人

の贈り物を機嫌よく受け取り、キュレネ人のそれに不満を持つようなことが起こり得た(ヘロドトスⅢ, 13)。査定原理の導入によって、税制の制度化が実現される。

ダレイオスの改革は、サトラペイアの諸民族に対する税額を定め、それを銀あるいは金で納めさせたことだけが有名であるが、査定原理の適用は、この銀納定額税(フォロス)にとどまらず、帝国境界地方の諸民族の贈り物についても認められ、それらの品目や量、献上の周期が定められた。また、ヘロドトス(I, 192)によれば、フォロスのほかに、ペルシアの王とその軍隊を扶養する必要物資の分担義務が、帝国の全域に課せられていた。この現物税の割り当て決定も、ダレイオスの改革に相関していたことは疑いない。

帝国財政の課題は、「(1)王室宝蔵に貴金属を蓄積すること、(2)中央の宮廷経費ならびに地方の帝国関係支出(巡幸する王の接待、通過する軍隊の宿営、駐屯する守備隊の給養、など)を用意すること」(「考察」57)であり、銀納定額税(フォロス)と現物税が、それぞれに対応して設定されたものであることは明らかである。帝国の税は、基本的にこれら二つに分類される。

銀納定額税と現物税を区別していたのは、使用目的の相違であり、納付物の種類の差が重要であったのではない。現物税には、銀による納入も含まれていた。しかし、両者を分けていた決定的な標識は、王と帝国内諸民族との間の関係に求められなければならない。ペルシア人のみが銀納定額税を免除されていたことは、この税が本源的に臣属民族に課せられた義務であり、「諸王の王」に服従を承認する彼らの態度表明に外ならなかったことを示している。従って、それは国境地方の諸民族による贈り物と同じ性格を有していた。それに対して、現物税は対国家奉仕義務の一つとして、ペルシア人にもまた割り当てられていた。ただし、彼らが他の民族と異なっていたのは、民族を媒介としてではなく、直接王に対して責任を果たしていたことである。

ダレイオス1世は、贈り物の原理の代わりに査定原理を導入して、帝国税制の制度化を実現したが、贈り物の慣行そのものは否定しなかったし、むしろ帝国支配の政策手段として好んでそれを利用した。王の宮廷には、さまざまな折に諸民族の贈り物が届けられ、おそらく、それが現物税の納入と混同されて、

史料に伝えられたことも少なくないであろう。しかし、改革後の贈り物は、税から区別されなければならない。贈り物には、明らかに王の回賜が想定されるからである。

ダングマエフの叙述からうかがわれる帝国税制の複雑さと曖昧さは、多分に説明の方法そのものに起因していた。また、彼の批判にもかかわらず、ヘロドトスの証言は適切に税制の様相を伝えていたと言えよう。しかし、まったく不透明な部分を残さずに、帝国税制の構図を描くことは難しい。先述されたように、贈り物の慣行が税制と交錯して、贈り物と現物税の混同を招くような事態も起こり得たであろう。贈り物の慣行は、人格的關係の優位と結びついている。制度化にもかかわらず、人格的關係を重視したペルシア王の帝国支配において、王と諸民族との間の関係は、必ずしも一様に規定され得ない。

残された課題の一つは、通行するペルシア王から税、あるいは贈り物を得ていたというザグロス山岳民族の場合である。ブリアンは、この報告自体が歪曲されているゆえに、そこに裏返しされた関係が読み取られなければならないとする。すなわち、山岳民が通行を許可し、王が税もしくは贈り物を提供するのではなく、王が巡幸して贈り物を与え、山岳民がそれを受領して服従を約束するという関係である。⁽⁶⁾「考察」(54)において、ザグロス山岳民族の帝国税制における位置づけが検討され、彼らは帝国境界地方の諸民族と同じ類型に属するものとされたが、その推論はたしかに不十分であったように思われる。王と彼らとの間の関係は、国境地方の諸民族の場合と異なっており、別の説明が考えられなければならない。

ここでは、取りあえず「考察」の構図の訂正が行われたが、ペルシア帝国の税制は、さらに新しい説明の枠組みにおいて取り扱われる必要がある。ここでは、「考察」において試みられた税制の定義が再び取り上げられ、税と贈り物慣行とが、物やサービスの授受、人間関係とのかかわりにおいて吟味される筈である。

〔注〕

- (1) I. M. Diakonoff, *Socio-economic classes in Babylonia and the Babylonian*

concept of social stratification, *Gesellschaften im Alten Zweistromland und in den angrenzenden Gebieten* (XVIII. *Rencontre assyriologique internationale*), München, 1972, S. 41~52.

- (2) 中央学院大学総合科学研究所『紀要』第5巻第3号, 1988年, 151~169頁.
- (3) M. A. Dandamaev and V. G. Lukonin, *The culture and social institutions of ancient Iran*, Cambridge, 1989.
- (4) 『史潮』新24号, 1988年, 49~59頁.
- (5) 「データ——ペルシア帝国における『王の法』——」『オリエント』第28巻第2号, 1~16頁.
- (6) P. Briant, *Etat et pasteurs au Moyen-Orient ancien*, Paris, 1982, pp. 84-94.